

ルーピンの里「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4677200109 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の体制	2
5. 加算サービスについて	4
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	7
7. サービスの利用に関する留意事項	8
8. 事故発生の対応について	8
9. 苦情・相談の受け付けについて	9
10. 第三者評価の実施について	9
11. 緊急時における対応方法	9
12. 虐待防止、身体拘束適正化の為の取り組み	9
13. 重要事項説明書付属文書	11

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
- (2) 法人所在地 鹿児島県肝属郡東串良町池之原 2077 番地 1
- (3) 電話番号 0994-63-0700
- (4) 代表者氏名 理事長 福留利郎
- (5) 設立年月 平成 6 年 5 月 20 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
平成 12 年 3 月 28 日指定 鹿児島県 4677200109 号
- (2) 事業の目的 社会福祉法人福寿会が開設するルーピンの里指定訪問介護事業所
(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者(以下「訪問介護員等」という。)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供する事を目的とする。
- (3) 事業所の名称 ルーピンの里訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県肝属郡東串良町池之原 2077 番地 1
- (5) 電話番号 0994-63-0700
- (6) 事業所長(管理者)氏名 福留利郎
- (7) 当事業所の運営方針*別紙の通り
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- [介護老人福祉施設] 平成 12 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200059 号
- [短期入所生活介護] 平成 12 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200059 号
- [介護予防短期入所生活介護] 平成 18 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200059 号
- [通所介護事業] 平成 12 年 2 月 15 日指定 鹿児島県 4677200067 号
- [介護予防通所介護事業] 平成 18 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200067 号
- [介護予防訪問介護事業] 平成 18 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4677200109 号
- [認知症対応型共同生活援助事業] 平成 15 年 4 月 20 日指定 鹿児島県 4677200117 号
- [認知症対応型共同生活援助事業] 平成 15 年 10 月 28 日指定 鹿児島県 4677000111 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 東串良町 肝付町 大崎町 鹿屋市 志布志市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年	中	無	休
受付時間	月～金	9:00～18:15	土・日・祝日	9:00～18:15
サービス提供時間帯	午前 7 時～午前 6 時まで		24 時間体制	

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の

職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非 常 勤	常 勤 換 算	指定基準	職 務 の 内 容
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	管理者兼務
2. サービス提供責任者	2		2	1名以上	サービス及びロケーション
3. 訪問介護員		5名	4.6	2.5名以上	
(1) 介護福祉士	2（兼2）	1	1		
(2) 訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者		5名	3.6		
(4) 訪問介護養成研修3級（ヘルパー3級）課程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
 （例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。また別途加算を頂いております。

〈サービスの概要と利用料金〉

- | |
|---|
| ○身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
○生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をいたします。 |
|---|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助
…食事の介助を行います。

○体位変換
…体位の変換を行います。

○通院介助
…通院の介助を行います。

② 生活援助

○調理
…ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)

○洗濯
…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

○掃除
…ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

○買い物
…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

<サービス利用料金> (契約書第8条参照) ※一割負担を例示しております

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎)
身体介護	1. 利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	820
	2. うち、介護保険から給付される金額	1,467円	2,196円	3,483円	5,103円	738円
	3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	163円	244円	387円	567円	82円
	サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上		

※ 尚、身体介護に引き続き生活援助を利用される場合は以下の通りです。

		20分以上 45分未満	45分以上			
生活援助	4. 利用料金	1,790円	2,200円			
	5. うち、介護保険から給付される金額	1,611円	1,980円			
	6. サービス利用に係る自己負担(4-5)	179円	220円			
通院介助等加算		通院等の乗車又は降車の介助が中心の場合			97円	

☆ 加算サービスについて

【1】特定事業加算 (Ⅱ)

以下の(1)～(4)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(5)又は(6)のいずれかに適合すること。

- (1) 指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等（予め指定訪問事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問、指定訪問介護を行う訪問介護員等をいう。）を含む。以下同じ）に対し、訪問介護員等、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。
 - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たって留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会義を定期的に行うこと。
 - (二) 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文章等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受け取る事。
- (3) 当該指定訪問事業所の全ての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的に行うこと。
- (4) 指定居宅サービス等基準第29条第六号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の含める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。
- (6) 当該指定訪問介護事業所の全てサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス等基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。
- (7) 特定事業所加算(Ⅱ)については、所定単位数の10%を算定させていただきます。

令和6年6月1日より算定

【2】緊急時訪問介護加算

利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

【3】初回加算

- ・初回加算は訪問介護を初めて利用される際に 200 単位を算定させていただきます。
(3 か月以上サービス利用が無く再度利用開始される場合も含む)

【4】処遇改善加算について

(1)当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に該当している為、介護処遇改善加算（Ⅰ）を算定します。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は、サービス利用料金の合計の 13.7%分をご負担いただきます。 * 令和 6 年 5 月 31 日まで算定

(2)特定処遇改善加算について

・当事業所は現行の処遇改善加算（Ⅰ）に加え、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員のさらなる処遇改善を進めて行く為、特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定します。

・特定処遇改善加算（Ⅱ）は、サービス利用料金の合計の 4.2%分をご負担いただきます。

* 令和 6 年 5 月 31 日まで算定

(3)介護職員等ベースアップ等支援加算 介護人材確保の為や介護職員等の処遇改善を図る為の加算となっています。令和 4 年 10 月からの加算になります。サービス料金の合計の 2.4%分をご負担いただきます。

* 令和 6 年 5 月 31 日まで算定

☆サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

【5】訪問介護処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数（加算を含む基本単位）24.5%分をご負担いただきます。 * 令和 6 年 8 月 1 日より算定

上記の（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を一本化し、職員の処遇の向上や職場環境の改善に努めるための加算
サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%

・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

* 2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	身体介護に引き続き 生活援助の提供時間	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
7. 利用料金		650円	1,320円	1,990円
8. うち、介護保険から 給付される金額		585円	1,188円	1,791円
9. サービス利用に係る 自己負担(7-8)		+ 65円	+ 132円	+ 199円

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

②その他のサービス

○行政手続きの代行

別途記載（役場協議の上）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ①事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 200円
- ②事業所から、片道おおむね15キロメートル以上 300円
- ③事業所から、片道おおむね15キロメートル以上（5km増すごとに100円）

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 窓口での現金支払い ② 下記指定口座への振り込み |
|---|

鹿児島興業信用組合大崎支店 普通預金 1336921
社会福祉法人 福寿会 訪問介護
理事長 福留 利郎

③口座引落（口座振替）

毎月 20 日（振替日が土日祝日の場合は、翌営業日）

※事前に口座振替依頼書の提出が必要となります。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第 6 条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第 7 条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するも

のとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 事故発生の対応について（運営規程第 11 条参照）

- ①利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。
- ③利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 苦情・相談の受付について（契約書第 23 条参照）

(1) 苦情・相談の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○管 理 者 福留利郎 Tel.0994-63-0700

○苦情受付窓口（担当者）岩下奈穂子 中嶋 さおり

[職 名] サービス提供責任者、サービス提供責任者

○第三者委員 内村正子 西窪 朋志 遠矢 忠

○受 付 時 間 年中無休 9:00～18:15

また、事務所に苦情・相談受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東串良町 介護保険担当課	所在地 肝属郡東串良町川西 1543 電話番号 0994-63-3103 Fax 0994-63-3178 受付時間 9:00 ~ 17:00
鹿児島県 国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町 7-4 電話番号 099-206-1028

	受付時間 9:00 ~ 17:00
福祉サービス運営適正化委員会 (鹿児島県社会福祉協議会長 寿社会推進部内)	所在地 鹿児島市鴨池新町 1-7 電話番号 099-286-2200 Fax 099-257-5707 受付時間 9:00 ~ 17:00

9. 第三者による評価の実施状況

- ・鹿児島県福祉サービス第三者評価の実施・結果の公表 なし
- ・その他の機関による第三者評価の実施・結果の公表なし 月 日

10. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合はその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医：氏名、所属医療機関名等、所在地・電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

家族等連絡先：氏名及び続柄、住所、電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

対応可能時間：24時間対応可能体制を確保しております。

11. 虐待防止の指針に基づき虐待防止、身体拘束適正化の為の取り組み

、虐待の発生又は、その再発を防止する為の対策を講じる為、法人内に委員会を設置し、指針の整備と職員に向けた定期的な研修会を行って行きます。担当者（管理者）を定め虐待発生又は、再発を防止するための委員会に参加し、虐待防止、身体拘束適正化への取り組みを行い、虐待を発見時には行政への通報を行い、ご利用者様の安全の確保に努めて行きます。

東串良町	福祉課福祉係	0994-63-3013
東串良町	地域包括支援センター	0994-63-0930
大崎町	保健福祉課福祉係	099-476-111
大崎町	地域包括支援センター	099-471-7828
鹿屋市	高齢福祉課地域包括ケア推進係	0994-31-1116
肝付町	福祉課福祉推進係	0994-65-8413
肝付町	地域包括支援センター	0994-65-8419

☆身体拘束禁止

(1)原則として、利用者の自由を制限するような身体的拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(2)事業所は、虐待防止・身体拘束等の適正化を図るため指針を整備し、また従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ルーピンの里訪問介護事業所

説明者職名	サービス提供責任者	氏名	印
-------	-----------	----	---

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意し、当該説明書の交付を受けました。

利用者住所	氏名	印
-------	----	---

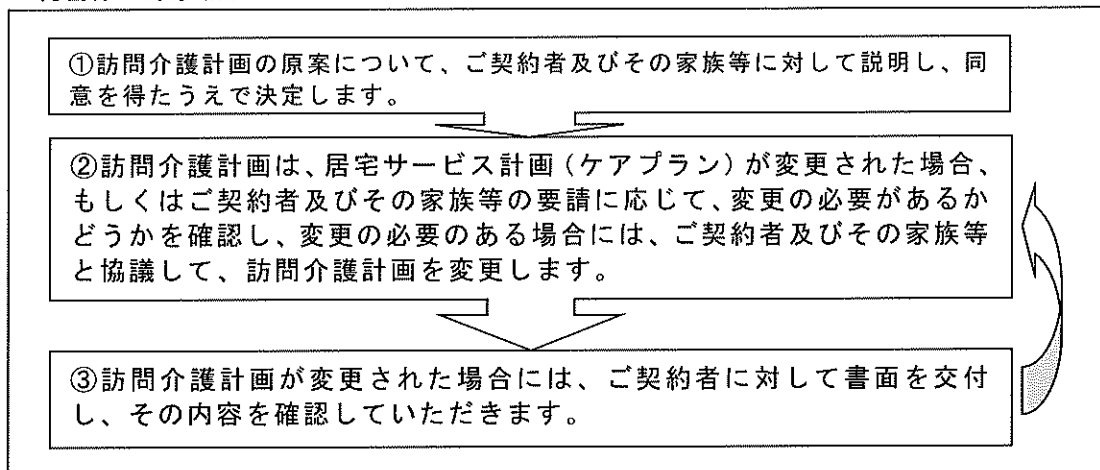
家族住所	氏名	印
------	----	---

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

*各市町村相談窓口<重要事項説明書付属文書>

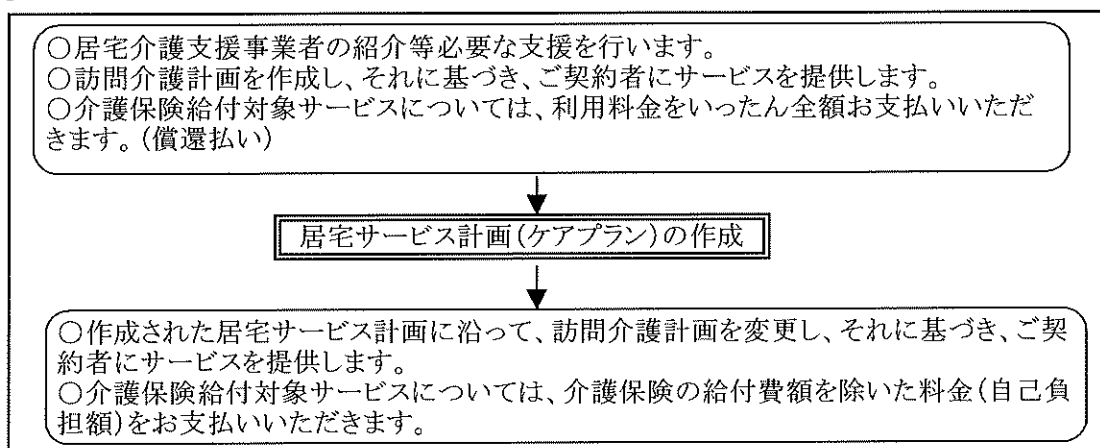
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

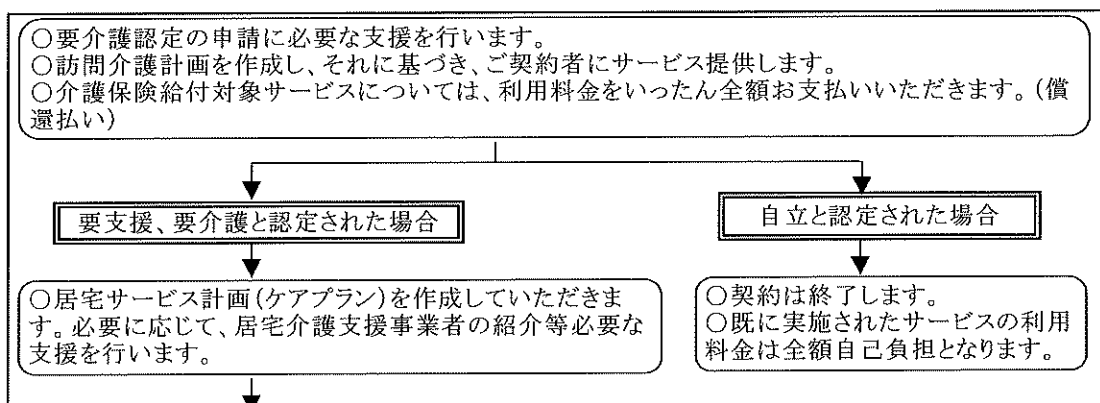


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

2. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について(契約書第15条、第16条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第18条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。